



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT GROUP

2020年2月1日



LT会報第20-2号(総第196号)

LTグループ

新型肺炎による従業員の出勤について

1月20日以前、「新型コロナウイルスによる肺炎」(以下、「新型肺炎」)は、武漢から遠く離れた地の人々にとって、それほど関心の的ではありませんでした。よもやそれからわずか10日のうちに、中国だけでなく世界中の話題の中心になろうとは、誰も想像しませんでした。移動が制限される前に武漢から中国国内各都市及び海外へ出発した多くの観光客が、この新型ウィルスを世界中に拡散させてしまった事実は否めないでしょう。

しかし、今では武漢だけでなく中国全土で日常生活にまで及ぶ様々な経済活動が停滞し、今後の中国及び世界経済への影響は計り知れないものがあるでしょう。現時点では、新型肺炎をこれ以上拡散させないことが急務であり、中国各地で「外出を控え、マスクをつけ、手洗いを励行」が最重要キーワードになっています。

通常ならまもなく春節休暇期間が終わり、都市部へのUターンが始まろうとする時期ですが、新型肺炎の人から人への感染が確認され、一部の都市では政府から春節期間延長の通達が出されるなど、いつから正式に通常出勤に戻れるのかが、企業と従業員の関心の的となっています。

1. 1月31日現在までに発表された各地の出勤再開日

(今後の感染状況により、再度変更されることも有り得ることを御了承ください)

公布日	公布元	名義	休暇期間	休暇日数
2019.11.21	国務院	2020年春節	1/24-1/30	7日間
2020.1.27	国務院	2020年春節休暇延長	2/2まで延長 2/3(月)より出勤	+3日間(合計10日間)
2020.1.27 ~1.31	各 地 方 政 府 ¹	上海市	出勤再開の延期 2/3-2/9 出勤再開禁止 2/10(月)より出勤	+7日間(合計17日間)
		江蘇省	出勤再開の延期 2/10(月)より出勤	+7日間(合計17日間)
		浙江省	出勤再開の延期 2/10(月)より出勤	+7日間(合計17日間)
		北京市	出勤再開の延期 2/10(月)より出勤	+7日間(合計17日間)
		天津市	-	2/3(月)より出勤 合計10日間
		湖北省	出勤再開の延期 2/14(火)より出勤	+11日間(合計21日間)
		遼寧省	-	2/3(月)より出勤 合計10日間
広東省	出勤再開の延期	2/10(月)より出勤	+7日間(合計17日間)	

2. 国務院「春節休暇期間の延長」及び一部の地方政府による「出勤再開禁止」の法的根拠

¹ 「各地方政府」：弊社顧客企業の本拠地所在地。



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT GROUP

- (1) 《全国祝日及び記念日の休暇法》にしたがい、国务院弁公庁は毎年末に次年度の休暇日を制定、発表する。年間計 11 日間の法定祝日（春節については 7 日間の休暇の内、3 日間のみを法定祝日とする）を除き、その他は振替え休日による代休日とし、企業はこれを調整して代休とするかどうか選択することができる。但し、春節は中国の最も重要な祝日であるため、企業は通常国务院が制定した休暇に従うのが一般的。但し、この度の感染予防の必要による休暇期間の延長は強制措置としています。
- (2) 一部の地方政府による早期出勤再開を禁止する通達は、休暇期間の延長ではなく、都市機能の保持と感染拡大の防止を保障するもので、地方政府の通達には《中華人民共和国突発事件対応法》、《中華人民共和国伝染病予防法》をその根拠とすることを明らかにしています。

3. 春節休暇期間の延長及び出勤再開禁止期間中の給与の支払いについて

春節休暇期間の延長期間（1月31日、2月1日、2月2日）中、多くの地方政府が上記の三日間は「休日」に当たるとし、一般企業の土、日に類するとされます。当該休日期間中は正常な労働を提供したものとみなし、正常な労働時間としての報酬を支払わなければなりません。

人社部弁公庁の《新型コロナウイルス感染による肺炎の予防制圧期間中の労働関係の適切な処理に関する通達》（人社厅発〔2020〕5号）によると、新型コロナウイルス感染による肺炎患者、擬似患者、密接な接触者の隔離治療期間又は医学的観察期間及び政府による隔離措置又は**その他緊急措置**により、正常な労働を提供できなくなった企業の従業員に対し、企業は同期間中の労働報酬を支払わなければならない。労働契約法第四十条、四十一条にしたがい、従業員との労働契約を解除してはならない。

「出勤・営業再開の停止」指示は、同《通達》の政府によるその他緊急措置に属するとする。これにより正常な労働を提供できなくなった企業の従業員に対し、企業は同《通達》にしたがい、同期間中の労働報酬を従業員に支払わなければなりません。

4. 企業は「出勤再開の延期」を実施しなくてもよいのか？

上記の内容をまとめると、今回の感染の影響で、流動人口が大きい都市では、元々7日間だった春節休暇が17日間に延長されたことで、企業の正常な経営に大きな影響を与えざるを得ません。

突然の「出勤再開の延期」通達を、実施しないことは可能か？弊社の顧客企業が集中している上海市と蘇州市を例に解説していきましょう。

上海市政府は1月27日付けの通達で、例外的なケース（都市機能の確保に必要な企業、感染防止制圧に必要な企業、市民生活に必要な企業）を除き、上海市内のほとんどの企業はすべて同規定を遵守しなければならないとしています。また、例外的ケース以外に出勤再開が必要な企業のために、早期出勤再開申請制度を制定しました。当制度を利用するには必要書類として、「感染への対応策及び感染阻止確約承諾書」を提出しなければなりません。同時に、上海市人社局によれば、出勤再開禁止期間には従業員が一箇所に集まることを避けるという意味で、必要があれば、企業は従業員に在宅勤務を命じることを提唱しています。ただし、**従業員が企業の命令で在宅勤務をする場合、休日出勤とみなし、代休取得或いは規定にしたがい残業代を支給しなければならない**としています。

1月26日、蘇州市は全国で初めて、出勤再開延期を宣言し、全国に議論を引き起こしました。当時蘇州市では、企業は2月8日24時までは出勤を再開してはならないとし、つまり2月9日



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT GROUP

から出勤を再開するとしていました。しかし、1月28日には、江蘇省からの指示により、出勤再開を更に1日遅らせ、即ち2月10日から再開するとしました。また、同様に「特別な理由で、出勤再開を早める必要がある企業は、蘇州市人民政府の許可を得なければならない」としていません。

顧客企業の担当者各位は、現地の政府関連部門の通達、解釈に留意し、関連法規に違反することのないよう、くれぐれも御注意ください。

5. その他の提案

弊社周辺の政府機関、企業及びお客様からのご意見、情報を総合し、参考までに、下記のとおりご提案いたします。

- (1) 春節休暇明けのUターンラッシュには、長距離公共交通機関での感染リスクが高まると予測されます。市・省外へ帰省されていた従業員の早期帰還勧告をお勧めします。
- (2) 各社人事部は春節期間中の従業員の行き先情報、特に市・省外へ帰省していた従業員の具体的な状況（帰省日時及び地域、勤務地への帰還日時、体調等）について、最新の状況を把握するようにしましょう。体調の良くない従業員や感染の疑いのある場合には必ず申告するように周知徹底し、状況把握に努めましょう。
- (3) 人事部及び財務部は最新の感染情報や所在地の政府からの最新の通達に注意し、臨機応変に対応できるようにしましょう。
- (4) 勤務地へ戻った従業員には在宅隔離（一部政府機関は市・省外から勤務地へ戻った場合は14日間の在宅隔離を要請しています。）を推奨します。
- (5) 一時的な「在宅勤務」や「オンライン打刻」等の形で業務に対応できるよう検討してみましょう。

「中華人民共和国伝染病予防法」(2013 修正)

第四十二条 伝染病の急激な発生、流行時には、県級以上の地方人民政府は直ちに総力を結集して、伝染病の予防・制圧方針にしたがい、伝染経路の予防、遮断に努め、必要な場合には上級人民政府に報告して、下記の緊急措置を講じる旨通達することができる。(一)市場、映画館、劇場又はその他大勢の人が集まる活動を制限或いは中止する。(二)労働、営業、授業の中止。(三)伝染病の病原体に汚染された公共飲料水水源、食品及び関連物資の封鎖。(四)感染した野生動物や家畜家禽の制圧或いは殺処分。(五)伝染病を拡散する疑いのある場所の封鎖。

上級人民政府は下級人民政府から前項に述べる緊急措置を採る報告を受けた時は、直ちに決定を下さなければならない。緊急措置の解除は、元の決定機関が決定し宣言する。

以上